



Green For All
KAWASAKI 2024
第47回 川崎市環境文化のまちづくり



KAWASAKI
SDGs
川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

令和5年3月28日

(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画に係る条例環境影響評価審査書を公告しました

当該事業について、川崎市環境影響評価に関する条例第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告しました。

1 指定開発行為者

名 称：J & T 環境株式会社

代表者：代表取締役社長 露口 哲男

住 所：神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番1号

2 指定開発行為の名称及び所在地

名 称：(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画

所在地：川崎市川崎区水江町地内

(JFE スチール株式会社 東日本製鉄所 京浜地区 内)

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

令和5年3月28日 (火)

4 事業内容等に関する問合せ先

名 称：J & T 環境株式会社 川崎本社

所 在 地：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

電話番号：044-330-9480

川崎市環境局環境対策部環境評価課
電話 (044) 200-2156

(写)

(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化
施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画
に係る条例環境影響評価審査書

令和 5 年 3 月

川 崎 市

はじめに

（仮称）使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画は、J & T 環境株式会社が、川崎区水江町地内の J F E スチール株式会社 東日本製鉄所 京浜地区内の約 3.1ha の区域において、既存の建屋を利用して廃棄物中間処理施設（プラスチックリサイクル施設）を設置するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、令和 4 年 11 月 29 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和 5 年 3 月 16 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第 24 条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査結果.....	4
	(1) 全般的事項.....	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	4
	ア 温室効果ガス.....	4
	イ 悪臭.....	4
	ウ 騒音.....	4
	エ 廃棄物等（産業廃棄物）.....	4
	オ 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	5
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	5
	ア 地震時等の災害.....	5
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	6
4	川崎市環境影響評価審議会の審議経過.....	6

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：J & T 環境株式会社

代表者：代表取締役社長 露口 哲男

住 所：横浜市鶴見区弁天町 3 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 使用済みプラスチック選別・再商品化施設〔スーパーソーティングセンター〕整備計画

種 類：廃棄物処理施設の新設（第 2 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 7 の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区水江町地内（J F E スチール株式会社 東日本製鉄所
京浜地区 内）

区域面積：約 30,660 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

廃棄物中間処理施設（プラスチックリサイクル施設）の設置

イ 土地利用計画

土地利用区分	計画地	
	面積 (m ²)	割合 (%)
計画建物	約 21,340	約 69.6
通路等	約 9,320	約 30.4
合計	約 30,660	100.0

ウ 建築計画

施設種類・名称			建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	構造	最高高さ (m)	階数
既存	計画 建物	水江共通品 2号倉庫	約 21,108	約 27,271	鉄骨	約 50	1階
		詰所	約 194	約 308	鉄骨	約 6.5	2階
		油倉庫	約 38	約 38	補強コンクリ ートブロック	約 3.5	1階
		合計	約 21,340	約 27,617	—	—	—

エ 工場設備計画

項目		計画内容		能力		
処理能力		一般廃棄物：178.7t/日 産業廃棄物：188.1t/日			一廃 対象	産廃 対象
処理 設備	ソー テ ィ ン グ ラ イ ン	破 砕	破袋機	74.9t/日	○	
			粗破砕機（二軸破砕機）	103.8t/日	○	
			粉碎機	25.2t/日		○
		選 別	揺動選別機	76.6t/日		
			光学選別機	50.4t/日		
		圧 縮	圧縮梱包機 1	46.3t/日		
			圧縮梱包機 2	122.3t/日		
	R P F ラ イ ン	破 砕	粗破砕機（二軸破砕機）	164.1t/日		
			一軸破砕機 1	81.5t/日		○
			一軸破砕機 2	81.5t/日		○
		選 別	風力選別機 1	85.4t/日		
			風力選別機 2	85.4t/日		
		圧 縮 固 化	減容機（成形機） 1	56.9t/日		
			減容機（成形機） 2	56.9t/日		
			減容機（成形機） 3	56.9t/日		
			減容機（成形機） 4	22.3t/日		
運転計画		稼働時間：24 時間／日 年間稼働日数：365 日 従業員数：50 名程度（15 名×3 交代）		—		

注 1）一廃対象は一般廃棄物の処理能力、産廃対象は産業廃棄物の処理能力の算定対象となる設備を示す。

注 2）各処理設備の能力は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計（処理能力）が一致しない場合がある。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、廃棄物中間処理施設（プラスチックリサイクル施設）を設置するものであり、供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

事業計画を踏まえ、プラスチックの資源化による温室効果ガス排出量の削減の程度について条例環境影響評価書で示すとともに、事業の実施に当たっては、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量のより一層の削減につながる措置について検討すること。

イ 悪臭

著しく臭気を発するものは受入対象外とすることを前提に予測及び評価を行っていることから、周辺環境を悪化させないよう、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 騒音

沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境保全目標を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 廃棄物等（産業廃棄物）

供用時に発生する産業廃棄物は、可能な限り資源の循環が図られる方法で処分すること。

オ 地域交通（交通安全、交通混雑）

歩行者に対する安全への配慮が必要であると予測している箇所があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、施設関連車両ルートの一部車線が現況において混雑度 1.0 を上回っていることから、施設関連車両による影響の低減策を検討し、条例環境影響評価書において示すとともに、渋滞の状況を考慮した適切な車両の運行管理を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「地球温暖化対策」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 地震時等の災害

計画地は、一般的に地盤が軟らかいと言われている埋立地に位置しており、地震時に他の地域に比べて揺れが大きく増幅される可能性があるため、条例準備書に記載した措置の内容を徹底するとともに、事業継続マネジメントをすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和4年 11月 29日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
12月 6日	条例準備書公告、縦覧開始
12月 21日	市長から審議会に条例準備書について諮問
令和5年 1月 19日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
3月 16日	審議会から市長に条例準備書について答申
3月 28日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和4年 12月 21日	現地視察
令和5年 2月 7日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
3月 15日	審議会（条例準備書答申案審議）